

訪問介護・訪問介護相当サービス重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-214-1081

担当 管理者

2. ケアタク 概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ケアタク
所在地	千葉県千葉市若葉区桜木4-17-39
介護保険指定番号	訪問介護 (1270403668)
サービスを提供する地域	千葉市

※上記地域以外の方も希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名			1名
サービス提供責任者	介護福祉士及び・看護師	1名			1名
事務職員					
従業者	介護福祉士(サービス提供責任者兼務)	2名	1名		3名
	介護職員基礎研修修了者	名			名
	ホームヘルパー1級2級・看護師	名	2名		2名
	その他				

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○	○

※時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

- 食事介助
- 入浴介助
- 排泄介助
- 清拭
- 体位交換 等

(2) 生活援助

- 買物
- 調理
- 掃除
- 洗濯 等

(3) 通院乗降介助

- 通院乗降介助 等

(4) その他のサービス

- 介護相談 等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として基本料金（利用料金表）の1割～3割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方など、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【訪問介護利用料金表】

訪問介護の種類	ご利用時間	(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163	¥1,801	¥180	¥360	¥540
	20分以上30分未満	244	¥2,696	¥269	¥539	¥808
	30分以上1時間未満	387	¥4,276	¥427	¥855	¥1,282
	1時間以上	567	¥6,265	¥626	¥1,253	¥1,879
	1時間を超えて30分を増すごとに	82	¥906	¥90	¥181	¥271
生活援助	20分以上45分未満	179	¥1,977	¥197	¥395	¥593
	45分以上	220	¥2,431	¥243	¥486	¥729

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増し

※深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数 × 200/100

※特定事業所加算 特定事業所加算Ⅱを取得しています

上記単位数に10%加算

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	100	¥1,105	¥110	¥221	¥331
口腔連携強化加算	1回につき	50	¥552	¥55	¥110	¥165
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	100	¥1,105	¥110	¥221	¥331
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	3	¥33	¥3	¥6	¥9
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	4	¥44	¥4	¥8	¥13
	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定)					
	減算区分	単位数	利用料			
高齢者虐待防止措置未実施減算	必要な措置を講じていない場合に 所定単位数の100分の1に相当する 単位数を減算	介護報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価			
業務継続計画未策定減算	必要な措置を講じていない場合に 所定単位数の100分の1に相当する 単位数を減算	介護報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価			
	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定)					
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)			
介護職員処遇改善加算	加算(Ⅰ)	令和6年4月・5月:介護報酬総単位数×13.7% 令和6年6月以降:介護報酬総単位数×24.5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価			
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×6.3% ※1単位未満の端数は四捨五入 ※令和6年5月末まで	左の単位数× 1単位の単価			
介護職員等ベースアップ等 支援加算	—	介護報酬総単位数×2.4% ※1単位未満の端数は四捨五入 ※令和6年5月末まで	左の単位数× 1単位の単価			

※同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物に対する減算

事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90%または85%または88%に相当する料金をお支払いいただきます。

なお、当該減算の対象となったご利用者における区分支給限度基準額の算定は、減算を適用する前の単位数で算定します。

【訪問介護相当サービス利用料金表】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
1月当たり	週1回程度	1,176	¥12,994	¥1,299	¥2,598	¥3,898
	週2回程度	2,349	¥25,956	¥2,595	¥5,191	¥7,786
	週2回を超える程度	3,727	¥41,183	¥4,118	¥8,236	¥12,354
1回当たり	標準的なサービス	287	¥3,171	¥317	¥634	¥951
	20分～45分の生活援助	179	¥1,977	¥197	¥395	¥593
	45分以上の生活援助	220	¥2,431	¥243	¥486	¥729
	短時間の身体介護	163	¥1,801	¥180	¥360	¥540

- ※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増し
 ※深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増し
 ※訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100
 ※特定事業所加算 特定事業所加算Ⅱを取得しています 上記単位数に10%加算

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663
口腔連携強化加算	1回につき	50	¥552	¥55	¥110	¥165
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100	¥1,105	¥110	¥221	¥331
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663
1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定）						
減算区分		単位数		利用料		
高齢者虐待防止措置未実施減算	必要な措置を講じていない場合に 所定単位数の100分の1に相当する 単位数を減算	介護報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価		
業務継続計画未策定減算	必要な措置を講じていない場合に 所定単位数の100分の1に相当する 単位数を減算	介護報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価		
1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定）						
加算区分		処遇改善加算の単位数		利用料		
介護職員処遇改善加算	加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数×13.7% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価		
介護職員等特定処遇改善加算	加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数×6.3% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価		
介護職員等ベースアップ等 支援加算	—	介護報酬総単位数×2.4% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価		

※同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物に対する減算

事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90%または85%または88%に相当する料金をお支払いいただきます。

なお、当該減算の対象となったご利用者における区分支給限度基準額の算定は、減算を適用する前の単位数で算定します。

【その他料金】

キャンセル料	前日までにご連絡を頂いた場合；無料 当日までご連絡がなかった場合：1,250円
実施地域外におけるサービス提供時の交通費	交通費の実費を頂きます。車を使用した場合は1kmあたり10円を頂きます。

①サービス計画に位置付けられているサービスに関しては、本条前項の料金の1割または2割または3割をお支払いいただきます。（法定代理受領）ただし、支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

※介護保険被保険者であるご利用者が、サービス計画に基づき介護保険サービスを受けた場合、保険者がご利用者に代わって利用料（ご利用者自己負担分を除く）を直接事業所に支払うことを法定代理受領といいます。事業所は、緊急時に計画外のサービスを提供する場合があります、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、ご利用者より別途料金をいただくことがあります。

②介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

③ご利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話、同行時の交通費等の費用を負担します。

④ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額を支払います。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から償還払いされます。また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合はご利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

⑤介護保険からの給付額の変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者負担額を変更いたします。

【ご利用料金等の請求及び支払い方法】

ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料ご利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご利用者あてにお届け（郵送）します。
お支払い方法等	ご利用者は、当月の利用料金を、請求月の末日までに下記の方法にてお支払いください。 ①ご利用者指定口座からの自動振替（郵便局・その他金融機関） ②事業所指定口座への振り込み

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問介護サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合

- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- 利用者がお亡くなりになった場合

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払わなかった場合、または利用者やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護・訪問介護相当サービスの特徴

(1) 運営の方針

①事業所の訪問介護の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。また、実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めます。

②事業者は、訪問介護の職員の質的向上を図るための研修を定期的に行うものとします。

③事業所は、訪問介護の提供の開始に際し、利用者又は家族に対し、運営規定の概要、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、該当提供の開始について利用者の同意を得るものとします。

(2) サービス利用のため

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の有無	○	適宜実施
サービスマニュアルの有無	○	
その他		

7. 緊急時の対応方法

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業・訪問介護サービスについてのご相談 苦情を承ります。

担当サービス提供責任者 電話番号

043-214-1081

② 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

1、 千葉県 介護保険事業課 043-245-5068

2、 千葉県国民健康保険組合 043-254-7428

9. 当社の概要

【名称】 株式会社けあまど

【代表者名】 代表者名 桑野博之

【本社所在地】 千葉県若葉区桜木 4-17-39

(主な事業)

介護保険指定事業 (訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護)

営業所数等	訪問介護	1ヶ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1ヶ所
	地域密着型通所介護	1ヶ所

年 月 日

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

所在地 千葉県若葉区桜木 4-17-39

名称 株式会社けあまど

ケアタク

説明者氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名

代理人氏名